

# トレーラーハウスの法的な分類について

「基準緩和自動車の認定要領について」(平成19年9月19日付 自技第193号)の一部改正により、トレーラーハウスについて、用語の定義を規定したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加されました。(平成24年12月27日付け「トレーラ・ハウスの運行に関わる制度改正」)

>(用語の定義)

「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているもの。

上記の通り、この度の制度改正では保安基準第2条の制限を超えたトレーラーハウスが自動車として特殊車両通行許可が取得できる自動車として追加されましたが、保安基準内のトレーラーハウスには触れられておりません。

当協会では、保安基準内のものは説明するまでもなく、現行法令に基づき車検を取得しなければならない、と解釈し「車検取得が望ましい」と判断いたします。

## 保安基準内のトレーラーハウス



保安基準第2条の制限を超えないもの

- ・車幅2500mm未満
- ・全長12000mm未満
- ・全高3800mm未満



車検取得が望ましい

## 保安基準外のトレーラーハウス



保安基準第2条の制限を超えるもの

- ・車幅2500mm以上
- ・全長12000mm以上
- ・全高3800mm以上



・各地方運輸局での基準緩和認定  
・通行経路にあたる道路管理者  
(国道事務所等)の特殊車両通行許可  
以上を取得しなければならない

トレーラーハウス設置の際は「車両を利用した工作物」という車両の法的根拠として、

- ・保安基準内のものは車検証の写し
- ・保安基準外の場合は基準緩和認定書の写し、特殊車両通行許可証の写し

の確認をご周知いただけますようお願い申し上げます。